

2016年1月29日
日 本 銀 行

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、平成28年1月28・29日の政策委員会・金融政策決定会合において、量的・質的金融緩和を円滑に遂行する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、平成27年12月17・18日の政策委員会・金融政策決定会合の決定に関するものです。

記

1. 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 1. の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙2および別紙3のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木 (03-3277-2800)

矢 野 (03-3277-3768)

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」 中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 買入限度額

(1) 略 (不変)

(2) 不動産投資法人投資口にあつては、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の~~5~~10%以内であつて、本行による買入れが銘柄毎の時価総額に概ね比例して行われるよう本行が別に定める上限とする。

○ 8. を横線のとおり改める。

8. 買入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

(1) 買入れた指数連動型上場投資信託受益権等について、次の各号に掲げる場合には、これに該当する銘柄の処分を速やかに行うものとする。

イ、略 (不変)

ロ、発行済投資口の総数の変動等により、本行の保有する不動産投資法人投資口の銘柄別保有数が、当該銘柄の発行済投資口の総数の~~5~~10%を超えた場合 (~~5~~10%を超える部分の処分に限る。)

ハ、
ニ、
ホ、

} 略 (不変)

(2)
(3)

} 略 (不変)

(附則)

この一部改正は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」(平成22年10月28日付政委第92号別紙9.の別紙および同別紙10.の別紙)の一部改正に関する日本銀行法(平成9年法律第89号)第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日から実施する。

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

平成 28 年 1 月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

平成 28 年 1 月 28・29 日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に伴い、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 略（不変）

(2) 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約 900 億円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の~~5~~10%とする。また、発行済投資口の総数の~~5~~10%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

平成28年1月 日

金融庁長官 森 信親 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

平成28年1月28・29日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に伴い、平成22年10月28日付財理第4641号・金総第3907号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 略（不変）

(2) 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約 900 億円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の~~5~~10%とする。また、発行済投資口の総数の~~5~~10%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）